

令和6年度

第1回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第1回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

委員	1番	板橋	利行
	2番	石井	宏
	3番	小沢	伊知郎
	4番	朝倉	一江
	6番	山野	孝一
	7番	岡崎	博一
	8番	神澤	晶子
	9番	小川	治夫
会長	10番	石橋	弘嗣

欠席委員 1人 5番 太田 裕士

4. 農地利用最適化推進委員 5人

	1番	久保田	章
	2番	富田	憲一
	4番	石井	悦史
	5番	大滝	與鷹
	6番	平田	秀行

欠席委員 1人 3番 皆川 佳広

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名

3	付託調査班（委員）の指名	
4	議案第1号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について 2件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について 6件
	議案第4号	令和5年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について
	議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 1件
	議案第6号	令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について 2件
	議案第7号	市川市都市計画審議会委員の推薦について
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分) 24件
	報告第2号	地目変更登記に係る回答について 1件
	報告第3号	国税徴収法による農地等の現況に係る回答について 1件
	報告第4号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について 1件
	報告第5号	農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について 1件
	報告第6号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 3件

6. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	秀谷 康久
副主幹	沼田 武
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和6年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、太田委員、皆川推進委員から欠席の連絡を受けております。農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、五木田主任書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第7号までと、報告第1号から報告第6号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局 長	<p>議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和4年2月25日付の農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」を作成し、これを公表するものです。</p> <p>別紙様式1、「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」について説明します。</p> <p>1ページのⅠ「農業委員会の状況」についての各数値は、令和2年度に実施された農林業センサスを基に記入しています。</p> <p>2、3ページのⅡ「最適化活動の目標」1「最適化活動の成果目標」</p> <p>(1)「農地の集積」ですが、令和6年4月1日現在の農地利用集積面積は214.46ヘクタールでした。</p> <p>目標といたしましては、過去の実績を踏まえ、目標とする集積面積を5.70ヘクタール増の220.16ヘクタールとしました。</p> <p>(2)「遊休農地の解消」ですが、令和6年4月1日現在の遊休農地面積は10.94ヘクタールで管内農地面積の2.2パーセントとなっています。</p> <p>令和6年度の遊休農地の解消面積の目標といたしましては、令和5年度利用状況調査の遊休農地面積の5分の1の2.2ヘクタールとしました。</p> <p>(3)「新規参入の促進」ですが、過去3年間において新規参入は3経営体でした。</p> <p>また、権利移動の目標面積といたしましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上の0.24ヘクタールとしております。</p> <p>2「最適化活動の活動目標」</p> <p>(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、ひと月当たり1</p>

	<p>0日としております。</p> <p>(2)「活動強月間の設定目標」ですが、利用状況調査等で8月、12月、2月の3回としております。</p> <p>(3)「新規参入説明会への参加目標」ですが、令和6年11月頃の1回を予定しております</p> <p>なお、別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等」については、ご承認いただけましたら、市公式ウェブサイトで公表するとともに県を通じまして、国に報告することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局長。</p>

<p>事務局 長</p>	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。</p> <p>議案書の3から6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年3月21日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は田、面積は525平方メートル外1筆で合計面積は1,050平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、(2)の申請受付日は、令和6年3月25日でございます。</p> <p>申請地は大町で、地目は畑、面積は653平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席1番の委員。</p>
<p>議席1番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年3月29日に農地調査班第1班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1)の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は路地畑となっており、取得後は、梨を作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、</p>

<p>議 長</p>	<p>許可相当と思います。</p> <p>続きまして、(2)の譲受人は、主に梨を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地においては、耕作放棄地が一部ございますが、議案第3号(6)の農地法第5条申請において、転用される予定であり、当該地は接道がなく、耕作不可能であったことから、本申請により、土地を交換して耕作することを予定しております。そのほかの農地は良好に耕作されており、特に問題はございません。現況は路地畑となっており、取得後は、梨を作付けするとのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>続きまして、(2)の譲受人は、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は280日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(2)について許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。

<p>事務局 長</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、6件でございます。議案書の7から14ページをお願いいたします。</p> <p>(1) から (4) までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和6年3月21日でございます。</p> <p>申請地は宮久保で、地目は畑、面積は210平方メートル外7筆で、合計面積は2,677平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地12棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、(5) の申請受付日は、令和6年3月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は雑種地、現況は畑、面積は334平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅2棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、(6) の申請受付日は、令和6年3月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は525平方メートル外2筆で、合計面積は1,575平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席2番の委員。</p>

<p>議席2番の委員</p>	<p>現地調査は、令和6年3月29日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1) から (4) までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、市川市立宮久保小学校の東側、概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、既存のコンクリートブロック及び重量ブロックを新設し土砂の流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、(5) の申請地は、千葉地方法務局市川支局の南東側、概ね250メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。</p> <p>汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、(6) の申請地は、千葉地方法務局市川支局の東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p>
----------------	---

	<p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲をコンクリート土留で囲い、土砂流出を防止します。</p> <p>雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)から(4)までは関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>譲受人は、船橋市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>周辺に小学校等の教育施設が近接しており住環境に適していると判断したことから、申請に至ったとのことでした。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施さ</p>

れることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年5月15日に着工し、完了は令和7年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして、(5)の譲受人は、東京都練馬区に本店を置く不動産業を営む法人です。

周辺に学校や病院があり、住環境に適していると判断したことから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年6月初旬に着工し、完了は令和6年9月末となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして、(6)の譲受人は、市内で自動車部品卸売業を営む個人です。

既存の車両置場が用地買収により敷地減になり、その代替地が必要となったことから、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施さ

	<p>れることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年10月1日に着工し、完了は令和6年11月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>(1) から (4) までは関連しておりますので、一括でお諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1) から (4) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(1) から (4) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(5) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(5) は、全会一致により許可相当という意見を付し</p>

	<p>て、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(6)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(6)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「令和5年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第4号「令和5年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果」について、ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、農地法30条の規定に基づく令和5年度農地利用状況調査結果及び農地法第32条の規定に基づく利用意向調査結果について決定を求めるものでございます。</p> <p>議案第4号の「別冊」をご覧ください。</p> <p>昨年、9月6日から9月13日までの間において、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と市川市の合同で農地利用状況調査を実施いたしました。</p> <p>その結果に基づき、遊休農地所有者に対し農地利用意向調査を実施するとともに遊休農地の追跡調査を行いました。</p> <p>更に、利用意向調査の未回答者に対しまして、本年、2月19日から農業委員及び農地利用最適化推進委員により戸別訪問を行いまして、指導してま</p>

いりました。

その結果についてご説明いたします。

議案第4号「別冊」の資料を一枚めくっていただき、表形式となっております令和6年3月31日現在の「令和5年度遊休農地集計」をご覧ください。

A地区からF地区の合計は、下欄のとおり

1号遊休農地 173筆、109,458平方メートルとなりました。

2号遊休農地はございません。

次に、裏面の「対前年度農地利用状況調査結果比較」をご覧ください。

対前年度との比較でございますが、昨年度の実績は

1号遊休農地 179筆、107,875平方メートル。

本年度の実績は、

1号遊休農地 173筆、109,458平方メートル。

比較しますと、6筆の減、1,583平方メートルの増となりました。

面積が増えた主な理由としましては、前年度、解消となった農地の再発生及び新規の遊休農地が増えたためです。今後も適正管理の指導を行ってまいります。

次に、ページをめくっていただき、「令和5年度遊休農地利用意向調査結果」について説明いたします。

利用意向調査の結果でございますが、調査者対象者は90名で、回答があった者は73名、未回答者は17名でした。

回答のあった73名の意向の内訳は、

・自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行うが13名

・自ら耕作しますが11名

・その他が49名となりました。

裏面以降の表は筆ごとの遊休農地についての情報となります。

説明は以上でございますが、本日の総会で本議案が承認されましたら、これらの情報を千葉県に報告し、その後、千葉県から国に報告されることとなっております。

以上でございます。

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「令和5年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査結果について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は全会一致により原案のとおり、決定いたします。 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 議案書の17ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和6年3月1日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、国分の農地4筆及び中国分の農地1筆で、合計面積は3,479平方メートルです。 地目は「畑」及び「山林」で、現況は「露地畑」でございます。

<p>議 長</p>	<p>なお、特例農地の相続開始は令和5年8月9日でございます。 説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年3月28日に第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と妻及び長男の3名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、市川市立東国分中学校の西側に位置した畑5筆、合計面積は3,479平方メートルです。</p> <p>適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>

議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第6号「令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和6年3月14日付けで、市川市長より令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席6番の委員	<p>はい、議長。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、議席6番の委員。</p>
<p>議席6番の委員</p>	<p>議案第6号「令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年3月28日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手の方は須和田在住の方です 鎌ヶ谷市在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、柏井町の「市川市立柏井小学校」の北東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、727平方メートルで、設定期間は、1年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和6年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は北方在住の方です。</p> <p>東大和田在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、柏井町で市川市立柏井小学校の北東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,262平方メートルで、設定期間は、5年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和6年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p>

各 委 員	<p>それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>なし。</p> <p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和6年度第1次農地利用集積計画の決定について」、1番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 次に、議案第7号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第7号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、ご説明いたします。 議案書の21ページをお願いします。 市川市都市計画審議会委員の任期満了に伴い、令和6年3月18日付けで、市川市長から、農業委員会会長あてに、次期市川市都市計画審議会委員の推薦依頼がなされたものでございます。 推薦依頼人数は1名、任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間でございます。 なお、現在は、小川治夫会長職務代理者が指名推薦により、都市計画審議</p>

	<p>会委員となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、市川市都市計画審議会委員の推薦については、前回同様、指名推薦により決定したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、指名推薦により決定することにいたします。</p> <p>それでは、指名したい方がいらっしゃいましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。</p>
議席1番の委員	<p>小川会長職務代理者を推薦します。</p>
議 長	<p>ただ今、小川会長職務代理者を推薦するとのことのご発言がございました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>小川会長職務代理者を市川市都市計画審議会委員に推薦することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>小川会長職務代理者、よろしいでしょうか。</p>
議席9番の委員	<p>はい。分かりました。</p>
議 長	<p>よって、議案第7号は、全会一致により小川会長職務代理者を推薦するこ</p>

<p>事務局次長</p>	<p>とと、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局専決分)、24件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の23ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年3月1日から3月25日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、10件、16筆、3,648.61平方メートル、第5条の届出は、14件、20筆、3,399.00平方メートルで、第4条と第5条の合計は、24件、36筆、転用面積は、7,047.61平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては24ページから28ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>「地目変更登記に係る回答について」、報告いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年3月25日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は柏井町、面積は667平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「原野」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、令和6年3月29日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員が、現地調査した結果、2年程度、耕作がなされていない様子で、埋立て、盛土、掘削等の形質の変更は行われておらず、草刈り等の管理の跡は見られるが、雑草が数センチほど自生しておりました。</p> <p>通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農耕機械で、再び農地として耕作することは可能な土地であると判断したことから「農地」回答としました。</p> <p>なお、第1種農地であることから、原則転用は不可となっている旨回答に付しております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「国税徴収法による農地等の現況に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号</p> <p>「国税徴収法による農地等の現況に係る回答について」、報告いたします。 議案書の31ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年3月15日付けで、市川税務署長から滞納処分のあることから照会がありました。</p> <p>土地の所在は大野町、地目は「田」、「畑」、「山林」、(現況：畑)で、面積は3,013平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は提出されておられません。</p> <p>そこで、令和6年3月29日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員が現地調査を行った結果、現況はで「梨畑」及び「遊休農地」となったことから「農地」と回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について」、1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号</p> <p>「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について」、報告いたします。</p> <p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年10月7日付けで承認された特定農地貸付けに係る市民農園の一部について、令和6年2月29日付けで、市川市長より貸付協定を解除した旨の通知がありました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第5号</p> <p>「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案書の35ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和6年3月1日付けで、申請者から届出があり、土地の所在は曾谷、面積は284平方メートルの内、81.34平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>申請地は、農業用倉庫・選果場とするため、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第6号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。

<p>事務局次長</p>	<p>報告第6号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案書の37ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年2月21日から3月18日に申請のあった3件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和6年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>